

「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】・ 【カラオケ設備利用自粛要請枠】」の特例受付の開始及び 申請期間の延長の実施について

愛知県は、「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】・【カラオケ設備利用自粛要請枠】（以下「協力金」という。）」の申請を申請期間内に行えなかった事業者のうち、6/1～6/20 実施分、6/21～7/11 実施分、7/12～8/7 実施分、8/8～8/26 実施分を対象に、特例で申請を受け付けることとしました。

また、現在受け付けている8/27～9/30 実施分、10/1～10/17 実施分について、申請期間の延長を実施することとしましたので、お知らせします。

1 対象となる協力金及び申請期間

(1) 特例受付

対象となる協力金		申請期間
6/1～6/20 実施分	「営業時間短縮要請枠」 「カラオケ設備利用自粛要請枠」	2021年11月24日（水）から 12月24日（金）まで
6/21～7/11 実施分	「営業時間短縮要請枠」	
7/12～8/7 実施分	「営業時間短縮要請枠」	
8/8～8/26 実施分	「営業時間短縮要請枠」	

※ 過去に申請をした方は、交付・未交付に関わらず、同じ期間の協力金について、再度申請することはできません（店舗や日数の追加等の修正申請も認められません。）。

(2) 申請期間の延長

対象となる協力金		申請期間
8/27～9/30 実施分	「営業時間短縮要請枠」	2021年10月1日（金） から11月19日（金）まで →12月24日（金）まで延長
10/1～10/17 実施分	「営業時間短縮要請枠」	2021年10月25日（月） から12月13日（月）まで →12月24日（金）まで延長

2 特例受付の申請について

(1) 申請方法

以下の3種類の方法で申請できます。

① 電子申請	「申請サポートサイト」で必要事項の入力と提出書類のアップロードをして申請する方法
② WEB 申請書作成 / 郵送申請	Web 上で必要事項を入力して自動作成された申請書を印刷の上、他の提出書類と併せて郵送で提出する方法
③ 手書き / 郵送申請	申請書等の様式に必要事項を記入し、他の提出書類と併せて郵送で提出する方法

(2) 申請サポートサイト (2021年11月18日開設)

交付要件、申請方法の御案内のほか、電子申請、Web 上での申請書作成、支給額の試算、申請書等の様式のダウンロードなどが行えます。

<愛知県感染防止対策協力金「申請サポートサイト」>

申請する各実施分の URL にアクセスしてください。

- ・ 6/1～6/20 実施分

[URL] <https://jitan.aichi-kyouryokukin.com/0601>

- ・ 6/21～7/11 実施分

[URL] <https://jitan.aichi-kyouryokukin.com/0621>

- ・ 7/12～8/7 実施分

[URL] <https://jitan.aichi-kyouryokukin.com/0712>

- ・ 8/8～8/26 実施分

[URL] <https://jitan.aichi-kyouryokukin.com/0808>

※ 電子申請、Web 上での申請書作成、支給額の試算は11月24日(水)から御利用いただけます。

※ 「8/27～9/30 実施分」及び「10/1～10/17 実施分」の協力金の「申請サポートサイト」は既存のページを御利用ください。

- ・ 8/27～9/30 実施分

[URL] <https://jitan.aichi-kyouryokukin.com/0827>

- ・ 10/1～10/17 実施分

[URL] <https://jitan.aichi-kyouryokukin.com/1001>

(3) 申請書の入手方法

特例受付の申請書等の様式は、以前に配布したパンフレット(申請書)をそのままお使いいただくことができます。また、「申請サポートサイト」からのダウンロード、各県民事務所、市町村、商工会・商工会議所等の窓口でも入手できます。

(4) 郵送について

申請書に必要事項を記入の上、必要な書類一式を、レターパックや簡易書留など必ず郵便物を追跡できる方法で、次の送付先まで郵送してください。また、提出時は必ず控えをとり保管してください。

なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、手渡しでの申請は受け付けておりませんので御了承ください。

＜送付先＞〒460-8780 名古屋市中区栄
愛知県感染防止対策協力金事務局 宛て

(5) 申請に必要な書類

提出書類は以下のとおりです。詳細については各実施分の協力金のパンフレット又は「申請サポートサイト」を御確認ください。

提出書類一覧	時短				カラオケ
	6/1～ 6/20 実施分	6/21～ 7/11 実施分	7/12～ 8/7 実施分	8/8～ 8/26 実施分	6/1～ 6/20 実施分
①交付申請書兼請求書	●	●	●	●	●
②交付申請書兼請求書 別紙 (対象となる店舗が1店舗の場合は不要)	○	○	○	○	○
③店舗別申請額計算書<店舗ごと>	○	○	○	○	-
④誓約書	●	●	●	●	●
⑤飲食店営業許可書(証)または 喫茶店営業許可書(証)の写し<店舗ごと>	○	○	○	○	○
⑥営業活動を行っている ことが分かる書類 <店舗ごと>	・店舗の内観・外観の写真		○	○	○
	・従前の営業時間が書かれたホームページの画面の写し、又は看板やチラシの写真		-	-	○
⑦休業・営業時間 短縮等の状況が 分かる書類 <店舗ごと>	・営業時間短縮(休業を含む)を周知していることがわかる資料		○	○	○
	・酒類の提供の取り止め・時間短縮を周知していることがわかる資料		○	○	○
	・カラオケ設備の提供の取り止めを周知していることが分かる資料		○	○	○
⑧確定申告書の写し	○	○	○	○	○
⑨売上帳等の帳簿の写し	○	○	○	○	-
⑩代表者の運転免許証、健康保険証(住所の記載があるもの) またはマイナンバーカード(表面)の写し	○	○	○	○	○
⑪申請書に記入した振込先口座の通帳の写し	○	○	○	○	○
⑫対策項目チェックリスト(チェック済のもの)の写し<店舗ごと>	-	○	-	○	-

●：必要書類、-：不要、

○：提出を省略できる場合あり(詳細は各実施分のパンフレットを御確認ください)

3 交付方法等

審査完了後、適当と認められた場合に指定口座に振り込みます。

支払の時期は、適切な申請書の受理後、1か月程度を予定していますが、申請の状況により変動する可能性があります。

4 問合せ先

11月18日(木)から、協力金専用コールセンターで問合せを受け付けます。

電話番号：052-228-7310

開設時間：午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を含む毎日)